

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会日額旅費支給規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
区分		日額	摘要	区分		日額	摘要
[略]				[略]			
能力開発 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合 に 準ず る 宿泊 施設	公用の 宿泊施 わて	エスポワールい わて	<u>10,350円</u>			
		設その	清温荘	<u>10,150円</u>			
		他これ	サンセール盛岡	<u>10,050円</u>			
		に準ず る宿泊 施設	国立岩手山青少 年交流の家	<u>3,950円</u>			
			岩手県立県南青 少年の家	<u>3,300円</u>			
			岩手県立陸中海 岸青少年の家	<u>3,300円</u>			
			岩手県立県北青 少年の家	<u>3,300円</u>			
			岩手県立野外活 動センター	<u>3,350円</u>			
			[略]				
			[略]				
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。				[略]			

附 則

- この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の岩手県教育委員会日額旅費支給規程別表第3の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。